

高等学校(各学科に共通する各教科)対応表	「知財創造教育」の目標 自分たちの社会が様々な知的財産により豊かになっていることに気付くとともに、それらがどのように継承もしくは普及されてきたのかを知ることにより、知的財産を保護したり活用したりする意義について理解を深め、楽しみながら自ら創造していくとする態度を育成することを通じ、様々な情報を統合して考察しつつ、社会に貢献できる能力を育成する。	
知財創造教育の三つの柱  (学習指導要領における資質・能力の三つの柱に対応)	知財創造教育における学習内容  (学習指導要領の「内容」及び「内容の取扱い」(抜粋)に対応)	各種教材 (例示)  ※左列の各事項の指導を行う際に、知財創造教育の観点から、活用可能な教材を例示(なお、取り扱う際には、教材には、該当事項の範囲に含まれない内容や生徒の発達段階に合わない内容が含まれていることに留意し、学習状況に応じて活用すること。)
(1) 知的財産のきまりを知る  (学習指導要領の「知識及び技能」に相当)	<p>＜国語＞ (現代の国語)引用の仕方や出典の示し方、それらの必要性について理解を深め使う(2[知識及び技能](2)オ) ←</p> <p>＜公民＞ (公共)法や規範の意義及び役割、…(略)…などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整…(略)…することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解する(2Bア(ア))</p> <p>＜芸術＞ (音楽Ⅰ)必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする(3(11)) (美術Ⅰ)必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする(3(9)) (工芸Ⅰ)必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする(3(8)) (書道Ⅰ)必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする(3(11))</p> <p>＜情報＞ (情報Ⅰ)情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解する(2(1)ア(イ)) ←</p> <p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】 ・知財制度の基礎的知識を活用できる ・産業財産権の基礎的知識を活用できる ・著作権法の要点を理解し、活用できる</p>	<p>①「5分でできる著作権教室(レポートを作る(引用))」(著作権情報センター)</p> <p>②「5分でできる著作権教室(インターネットと著作権)」(著作権情報センター)</p>
(2) 新しい創造をするための思考力、判断力、表現力等を育成する  (学習指導要領の「思考力、判断力、表現力等」に相当)	<p>【学習指導要領の中の指導事項(各教科の「2 内容」)のすべてが該当】 以下、指導事項の例示</p> <p>＜情報＞(情報Ⅰ) 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(2(1)) イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を見出し・解決する方法について考えること。</p> <p>＜理数＞(理数探究)2イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 多角的、複合的に事象を捉え、課題を設定する力 (イ) 数学的な手法や科学的な手法などを用いて、探究の過程を遂行する力 (ウ) 探究の過程を整理し、成果などを適切に表現する力</p> <p>＜総合的な探究の時間＞ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。(第2の3(6)) イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。</p> <p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】 ・知財の知識をもとに多様なアイデアを適切に評価できる ・発想したアイデアを論理的かつ明確に表現ができる ・意欲を持って社会と関わった創造的な活動ができる</p>	
(3-1) 新しいものを創造しようとする態度を育成する (3-2) 創造されたものを尊重する態度を育成する  (学習指導要領の「学びに向かう力、人間性等」に相当)	<p>＜芸術＞ (音楽Ⅰ)自己や他者の著作物及びそれらの作者の創造性を尊重する態度の形成を図る(3(11)) (美術Ⅰ)創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図る(3(9)) (工芸Ⅰ)創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図る(3(8)) (書道Ⅰ)自己や他者の著作物及びそれらの作者の創造性を尊重する態度の形成を図る(3(11))</p> <p>＜情報＞ …(略)…知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図る(第3款2(1))</p> <p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】 ・知財を尊重・保護する高い倫理観を持ち、他者にも説明ができる ・創造的な活動の中で知財を尊重・保護すると共に、適切な判断・処理ができる</p>	<p>①「5分でできる著作権教室(著作物を参考に作品を作る)」(著作権情報センター)</p>
《参考》 総則	<p>・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(第1款2(2)) ・(…略…)豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実に努めるものとする。(第1款3)</p>	

